

ガバナンス



ガバナンスの変遷

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離や自由な判断とスピーディな業務執行の実現を目指し、改革に取り組んでいます。2020年からは「第三者機関による取締役会実効性評価制度」の導入により、自社の取締役会がその役割や責務を十分に果たしているかを評価する取り組みも開始し、最近では、指名委員会、報酬委員会の委員長に独立社外取締役が就任。さらに2024年には取締役会議長と社長執行役員を分けることで経営の監督と執行を分離し、より透明性・健全性を確保した経営を推進しています。

	2000年～	2010年～	2020年～
機関設計	2006年 ●コンプライアンス委員会設置	2015年 監査等委員会設置会社に移行、独立社外取締役（監査等委員3名）設置 2018年 指名委員会、報酬委員会導入	2020年 監査等委員会室を新設し、専属の使用人を配置し、監査等委員会の職務補助機能を強化 2021年 委任型執行役員制度の導入
	2004年 執行役員制度導入（執行役員会規程）		
制度・規程・方針などの策定、導入	2005年 ●顧問規程 2006年 ●危機管理マニュアル ●コンプライアンス委員会規程 ●公益通報者保護規程 ●機密情報管理要領 ●適時開示規程 ●安全保障輸出管理規程 2007年 ●情報管理規程 2008年 ●ハラスメント防止要領 ●リスクマネジメント基本規程 ●内部統制報告制度運用規程（J-SOX対応） 2009年 ●海外緊急事態発生時対応要領	2015年 取締役会実効性評価開始 2010年 ●コンプライアンスマニュアル（独禁法編） 2012年 ●コンプライアンスマニュアル（下請法編） 2014年 ●新型インフルエンザ対策要領 2015年 ●内部統制システム監査規程 2016年 ●事業継続計画 2017年 ●贈収賄防止基本規程 ●公務員の招待・接待ガイドライン 2018年 ●監査等委員会の関与の仕組み導入 2019年 ●執行役員会に代え経営会議を発足 ●取締役会から経営会議への執行権限委譲を拡大 ●社長執行役員以下の職務権限見直し ●監査等委員会の直下に内部監査室を設置	2020年 第三者機関による取締役会実効性評価制度導入 2021年 ●女性取締役就任 ●グローバル内部監査規程 ●社外公益通報窓口公開 ●企業行動規範公開 2022年 ●ブロック長会議を経営会議に統合し2回/月の開催に変更 2023年 ●指名委員会、報酬委員会の委員長に独立社外取締役が就任 2024年 ●取締役会議長と社長執行役員を分けることで経営監督と執行を分離 ●経営会議の開催を1回/月に変更し、執行に関する課題を議論する戦略会議を発足

●取締役会の構成（2025年6月27日現在）

